

八幡浜地区施設事務組合消防手数料条例

〔 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日 〕
〔 条 例 第 2 号 〕

改正 昭和 6 1 年 3 月 2 7 日 条例 第 1 号 平成 2 年 3 月 2 7 日 条例 第 4 号
平成 1 2 年 3 月 7 日 条例 第 3 号 平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日 条例 第 6 号

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条第 1 項の規定により、特定の個人のためにする消防に関する事務については、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。

第 2 条 前条に規定する手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 消防に関する証明手数料（り災証明及び傷病者搬送証明は除く。）

1 件につき 3 0 0 円

(2) 次の各号に関する事務の手数は、地方自治法第 2 2 8 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（政令第 1 6 号）の規定を準用する。

ア 消防法第 1 0 条第 1 項ただし書きの規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認

イ 消防法第 1 1 条第 1 項前段の規定に基づく危険物製造所等の設置の許可

ウ 消防法第 1 1 条第 1 項後段の規定に基づく危険物製造所等の変更の許可

エ 消防法第 1 1 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令第 8 条第 3 項の規定に基づく危険物製造所等の完成検査

オ 消防法第 1 1 条第 5 項ただし書きの規定に基づく危険物製造所等の仮使用の承認

カ 消防法第 1 1 条の 2 第 1 項及び危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 第 7 項の規定に基づく危険物製造所等の完成検査前検査

キ 消防法第 1 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所も保安に関する検査

(3) 八幡浜地区施設事務組合火災予防条例（昭和 5 9 年条例第 3 号）第 4 7 条の規定に基づき、水張又は水圧検査を行つた場合の手数は

は、前号カの規定を準用する。

第3条 前条の手数料は、申請又は請求若しくは交付の際これを徴収する。

2 前項の規定により、すでに徴収した手数料は、申請又は請求の事項を変更し、又は取消しを求めても還付しない。

第4条 次に掲げるものの手数料は、必要に応じて減額し、又は免除することができる。

- (1) 官公署から請求のあつたもの
- (2) 公益のため必要なもの
- (3) 公費の救助を受けているもの
- (4) その他組合長において減額し、又は免除することを適当と認めたもの

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第1号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第4号）

この条例は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。